

質問	回答
申請はいつから受け付けていますか。	令和8年3月11日から令和9年2月28日までです。ただし、予算の上限に達した場合、年度途中でも受付を打ち切ることがありますので、あらかじめご了承ください。
補助対象者は誰ですか。	申請日時点で小美玉市に住民登録されている世帯が対象となります。ただし、世帯員が市税に滞納がある場合や反社会的勢力の関係者であったときには補助対象とはなりません。
申請はどこでできますか。	申請は紙面とオンラインで受け付けています。紙面で申請する場合は、市役所本庁防災管理課・小川総合窓口課・玉里総合窓口課で受け付けております。
小美玉市内に住居を所有していますが、住民登録地は市外です。申請は可能でしょうか。	申請できません。申請日時点で小美玉市に住民登録のある方が対象です。
世帯主でなくても申請できますか。	申請書は世帯主の氏名で提出してください。申請は1世帯につき1度までですので、重複しないようご注意ください。
高齢の親の代理として、別世帯の子が申請をすることはできますか。	代理の申請は受け付けておりますが、申請書等の名義を間違えないようお願いいたします。
二世帯住宅の場合、申請は2回出来ますか。	1世帯につき1度まで申請できますので、住所が同一でも世帯が別である場合はそれぞれの世帯で1度ずつ申請ができます。申請の際には、防犯対策用品の内容が重複しないようご注意ください。
自宅と店舗を兼用した家屋に住んでいます。店舗部分に設置する防犯対策用品も対象となりますか。	店舗部分のみに設置したものについては対象とはなりません。
賃貸物件に取り付ける防犯対策用品も対象になりますか。	持ち家・賃貸等を問わず申請が可能です。ただし、共同住宅につきましては防犯対策用品の取り付けについて所有者や管理者の許可を得てください。
防犯対策用品を購入した後に申請はできますか。	購入後の申請は受け付けておりません。申請後に購入した機器のみ、補助対象となります。
補助金額はいくらですか。	防犯対策用品等の購入に要した費用の合計額(税込み)の2分の1です(1,000円未満切り捨て)。ただし、20,000円が上限額となります。
防犯対策用品を複数購入しても補助の対象になりますか。	防犯対策用品を複数個・複数種購入した場合、購入金額の合計額が補助対象となります。申請は1度までですので、複数の購入を検討されているときは、まとめた申請をお願いいたします。
補助金額の計算方法を教えてください。	購入費の合計額の2分の1から1,000円未満を切り捨てた額が補助額となります。上限は20,000円です。 【計算例①】購入費の合計額が29,000円 $29,000 \div 2 = 14,500$ 円 1,000円未満切り捨てのため、補助額は14,000円です。 【計算例②】購入費の合計額が50,000円 $50,000 \div 2 = 25,000$ 円 補助額の上限が20,000円のため、補助額は20,000円です。

質問	回答
補助の対象となる防犯対策用品とは何ですか。	<p>①防犯カメラ 犯罪防止を目的として住宅の敷地内に設置されたカメラ(映像表示装置、録画装置、カメラ付きインターホン、防犯カメラが作動していることを表示する看板その他必要な関連機器を含む)。</p> <p>②センサーライト 住宅の敷地内に取り付けた、人感等により自動で点灯及び消灯する照明装置であって、犯罪抑止の効果が期待される場所に設置されたもの。</p> <p>③補助錠 侵入経路となる窓等の主要な錠のほか補助的に取り付ける錠で、犯罪抑止の効果が期待されるもの。</p> <p>④防犯フィルム 侵入経路となる窓に張り付ける強化フィルムで、犯罪抑止の効果が期待されるもの。</p> <p>⑤防犯アラーム 不正な解錠や衝撃等の異常を検知すると警告音を発して、周囲に異常を知らせることにより、犯罪抑止の効果が期待されるもの。</p> <p>⑥防犯ブザー 警告音を発して周囲に異常を知らせることにより、犯罪抑止の効果が期待されるもの。</p> <p>⑦ハンドルロック 車両のハンドルを固定することにより、盗難防止の効果が期待されるもの。</p> <p>⑧タイヤロック 車両のタイヤを固定することにより、盗難防止の効果が期待されるもの。 の8品目が補助対象です。</p>
クレジットカード、バーコード決済など現金以外の支払いで購入したのも補助対象になりますか。	補助対象になります。申請の際には、領収書を添付してください。
ポイントで支払いした分は補助対象となりますか。	ポイントで支払った分は、補助対象となりません。支払いの一部にポイントを使用した場合はその額を差し引いた額が補助対象となります。
小美玉市プレミアム商品券で支払いした分は補助対象になりますか。	プレミアム商品券で支払いした分は補助対象となりません。支払いの一部にプレミアム商品券を使用した場合はその額を差し引いた額が補助対象となります。
防犯対策用品をネットショップで買っていいですか。	ネットショップで購入されたものも対象となりますが、領収書が必要ですので、ご用意ください。フリマアプリで購入されたものは中古品と見なされ対象となりませんので、ご注意ください。
工事費は補助対象になりますか。	防犯カメラやセンサーライトなどを取り付けるための工事費は補助対象になりません。
カメラ付きインターホンは補助対象になりますか。	補助対象になります。
室内に設置する見守りカメラは補助対象になりますか。	補助対象になりません。
ダミーカメラは補助対象になりますか。	補助対象になりません。
防犯対策用品のリースサービスにかかる経費は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
催涙スプレー、警棒など護身用の武器は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
防犯砂利(踏んだ時に大きな音が出る砂利)は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
特殊詐欺防止機能付き電話機は対象になりますか。	特殊詐欺防止機能付き電話機は防犯対策用品とは別に補助事業を行っておりますので、そちらから申請をお願いいたします。
リサイクルショップやネットショップで中古の防犯対策用品を購入しました。補助対象になりますか。	中古品は補助対象となりません。
知人から譲ってもらった防犯対策用品は補助の対象となりますか。	個人から譲渡されたものは中古品と見なされますので、補助の対象となりません。
防犯対策用品を自作しました。製作のためにかかった材料費は補助対象になりますか。	自作した防犯対策用品及びその製作費用は補助対象となりません。

質問	回答
振込口座名義は申請者と別でもいいですか。	振込口座の名義は原則として、申請者と同一です。どうしても申請者の口座に振り込みできない場合は、防災管理課までご相談ください。
前回申請した時に満額(20,000円)の補助を受けていないので、また申請することはできますか。	申請は1度までですので、補助額の大小に関わらず再度申請を行うことはできません。
数種類の防犯対策用品を異なる日に購入(設置)した場合、申請書の購入(設置)年月日に記載する日付はいつになりますか。	各防犯対策用品の購入(設置)年月日が異なる場合は、1番最初に購入(設置)した日付を記載してください。
決定通知書が届いた後に申請を取り下げすることはできますか。	補助金交付前であれば、申請を取り下げることができます。
申請を取り下げた場合、再度申請をすることはできますか。	申請を取り下げた後であれば1世帯につき1回までとするカウントはリセットされるため、新たに申請書を提出することができます。
申請書の記載を間違えました。どうすればよいですか。	訂正したい箇所に二重線を引いて、空いているスペースに正しい内容を記載してください。修正テープ・修正液で修正した内容は認められません。
申請書を修正しやすいように、鉛筆や消えるボールペンで書いてもいいですか。	消して書き直せる筆記用具は使わないでください。
防犯対策用品を設置した後、知人から譲ってほしいと頼まれました。譲ってもよいでしょうか。	設置した防犯対策用品は定められた期間使用し、他人へ譲渡等はしないでください。